

## パソコン等ヘルプデスク業務委託に係る入札説明書

宮崎県が行う令和4年度パソコン等ヘルプデスク業務の委託に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該説明書について疑義があるときは、下記8に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不明又は錯誤等をを理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和4年5月9日

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当

(2) 期間 令和4年5月9日から令和4年6月20日まで  
(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

3 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第6号の規定による契約であり、県は、1(3)の委託期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

ウ 本件契約の相手方が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであると認められた場合

4 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する参加を有する者は、令和4年宮崎県告示第92号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が電算業務又はその他のものとする。

(2) 入札に参加しようとする者は、資格要件を満たすことを証明する書類を次により提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札参加希望者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当  
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号(本館3階)  
電話番号 0985(26)7045

イ 提出期限 令和4年5月31日午後5時(送付にあつては同日午後5時必着)

ウ 提出方法 別紙様式1による入札参加資格審査申請書を持参又は送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

- 5 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法  
上記3(1)アの資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。
- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所  
〒880-8501宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号(本館1階)  
電話番号 0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期間 令和4年5月9日から令和4年5月20日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間
- (1) 交付場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当
- (2) 交付期間 令和4年5月9日から令和4年6月20日まで(土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで)
- 7 入札に関する質問
- (1) 質問  
本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。  
ア 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当  
イ 提出期限 令和4年6月14日午後5時(送付にあつては、同日午後5時必着)  
ウ 提出方法 別紙様式2による入札質問書を、持参のほか、送付及び電子メール(アドレス digital-suishin@pref.miyazaki.lg.jp)による提出を可とする。なお、電話による質問は認めない。
- (2) 入札質問に対する回答  
県庁ホームページに掲載を行う。
- 8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当
- (2) 提出期限 令和4年6月20日午後5時(送付にあつては、同日午後5時必着)
- (3) 提出方法 別紙様式3による入札書を、持参又は送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)により提出すること。
- ア 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び『6月21日開封「パソコン等ヘルプデスク業務委託」の入札書在中』と朱書きしなければならない。  
なお、送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封のうえ、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名を朱書きし、外封筒の封皮に『6月21日開封「パソコン等ヘルプデスク業務委託」の入札書在中』と朱書きしなければならない。
- イ 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- ウ 入札書を送付する場合は、上記アの封筒を更に封筒に入れ書留郵便又はそれと同等の手段にて提出しなければならない。  
なお、送付における入札書の提出についても上記(2)の提出期限とする。

エ 代理人が入札を行う場合は、別紙様式4による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。）をしておかなければならない。

(4) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し又は取り消す。

## 9 入札保証金

### (1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。（4(1)アを満たす場合。）

### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2箇年度の間に国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 10 入札の効力

次の入札は無効とする。

なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

## 11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札には、原則として競争入札参加者又はその代理人が立ち会わなければならない。競争入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (4) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。ただし、入札に

については2回までとする。この場合において、競争入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時にこれを行う。

- 13 契約に関する事務を担当する部局等  
宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当
- 14 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 15 その他
  - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
  - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手續の停止等があり得る。